

みんなの生物多様性サポーター支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県民全体の生物多様性の保全再生に向けた機運を高めるため、予算の定めるところにより、県内において生物多様性の保全再生活動等を行う団体に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、県内において地域における生物多様性の保全再生活動等に取り組む団体とする。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率（補助金額）は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式のとおりとする。

2 規則第3条の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別紙1（別記第1号様式関係））
- (2) 収支予算書（別紙2（別記第1号様式関係））
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定めるとおりとし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業者は、みんなの生物多様性サポーター支援事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。
- (3) 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(補助金の交付決定通知)

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

（補助事業の変更等）

第7条 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするとき、知事の承認を受けなければならない。ただし、次に規定する変更については、この限りではない。

（1） 補助対象経費の3割を超えない区分間の配分額の増減であって、補助金額に影響を及ぼさない補助事業に要する経費の変更

（2） 事業の場所、実施期間に著しい変更を生じない、補助事業の内容の変更

2 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

3 前2項の規定により、知事の承認を受けようとする場合の承認申請書は、別記第3号様式のとおりとし、承認通知書は、別記第4号様式のとおりとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

（実績報告）

第9条 規則第13条の補助事業実績報告書は、別記第5号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

（1） 事業報告書（別紙1（別記第5号様式関係））

（2） 収支精算書（別紙2（別記第5号様式関係））

（3） その他知事が必要と認める書類

3 第1項の補助事業実績報告書の提出期限は、事業完了（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）の日から1か月以内又は毎年度3月31日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

（補助金の額の確定）

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

（補助金の交付）

第11条 この補助金は、精算払により交付するものとする。

2 規則第16条第1項の補助金交付請求書は、別記第7号様式のとおりとする。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

対象経費		補助率（補助金額）
項目	区分・内容	
報償費	○講師・専門家等への謝金 (総額：金2万円以内)	10分の10 (定額5万円以内)
使用料・賃借料	○会場費(飲食に係る経費は対象外) ○車両・機材等借料	
需用費	○消耗品費(事務用品等) ○修繕料(事業の実施に当たり必要な備品・物品等の一部を修理・補修する経費) ○燃料費(事業の実施に当たり使用する車両・機材等に使用する燃料に係る経費) ○印刷製本費(事業の実施に当たりパンフレット等の作成や資料の印刷等に係る経費)	
役務費	○保険料(観察会等を実施に係る傷害保険) ○郵便料, 手数料	

※ 団体の一般運営費は対象外とする。